



市 章

大津市公報

令 和 8 年 6 月 1 日
号 外 （第 43 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 61 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
62 大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 企 業 局 管 理 規 程

- 10 大津市水道事業給水条例施行規程の一部改正…………… 3

○ 企 業 局 告 示

- 9 平成26年企業局告示第3号（情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について）の廃止について…………… 3

規 則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第61号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第8条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第62号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第5号工事請負契約書第2条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

様式第5号工事請負契約書第3条第2項中「この条において」を削り、同条第3項中「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費」を「材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をい

う。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 この契約による適正な労務費の確保等については、第3条の__に定めるところによるものとし、第3条の__の規定は適用しない。

第3条の3 発注者が必要があると認めるときは、発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号及び次条第3項第2号において「下請負人」という。）に支払うものとする。

(3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

ア 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

イ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ウ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）第2条の2に定める事項を含む契約を締結すること。

エ 受注者からの求めに応じて、ア及びイの支払並びにウの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

(3) 前項第3号の契約を締結したことに関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

第3条の4 発注者が必要があると認めるときは、発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

様式第5号工事請負契約書第7条の2中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

様式第5号工事請負契約書第10条第1項第2号中「同項ただし書」を「同項第2号」に改める。

様式第5号工事請負契約書第23条に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

様式第5号工事請負契約書第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

様式第5号工事請負契約書第25条に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

様式第5号工事請負契約書第36条第2項中「前払金」の次に「（中間前払金を除く。）」を、「額」の次に「及び中間前払金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第10号

大津市水道事業給水条例施行規程（昭和33年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第3条の2を次のように改める。

（給水装置の使用の届出）

- 第3条の2** 条例第6条第2号の規定による届出は、口頭又は届出すべき事項について電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、当該電磁的記録について電子情報処理組織（公営企業管理者の使用に係る電子計算機と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法（以下「電磁的方法」という。）により、行うものとする。

- 2 電磁的方法により行われた届出は、前項の公営企業管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公営企業管理者に到達したものとみなす。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

企 業 局 告 示

大津市企業局告示第9号

平成26年企業局告示第3号（情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について）は、廃止する。

令和8年6月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘